

## 令和3年第3回砂川市議会定例会

令和3年9月14日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について  
議案第 4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について  
議案第 4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

辻 勲 君  
多比良 和 伸 君  
小 黒 弘 君

### ○出席議員（12名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 水 島 美喜子 君 | 副議長 | 増 山 裕 司 君 |
| 議 員 | 中 道 博 武 君 | 議 員 | 多比良 和 伸 君 |
|     | 佐々木 政 幸 君 |     | 武 田 真 君   |
|     | 飯 澤 明 彦 君 |     | 増 井 浩 一 君 |
|     | 北 谷 文 夫 君 |     | 沢 田 広 志 君 |
|     | 辻 勲 君     |     | 小 黒 弘 君   |

### ○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 砂 川 市 長       | 善 岡 雅 文 |
| 砂川市教育委員会教育長   | 高 橋 豊   |
| 砂川市監査委員       | 栗 井 久 司 |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 信 太 英 樹 |
| 砂川市農業委員会会長    | 関 尾 一 史 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 副 市 長       | 湯 浅 克 己 |
| 病院事業管理者     | 平 林 高 之 |
| 総務部長        | 熊 崎 一 弘 |
| 兼 会 計 管 理 者 |         |
| 総務部審議監      | 安 原 雄 二 |
| 市民部長        | 河 原 希 之 |
| 保健福祉部長      | 安 田 貢   |
| 経済部長        | 中 村 一 久 |
| 経済部審議監      | 東 正 人   |
| 建設部長        | 近 藤 恭 史 |
| 建設部技監       | 小 林 哲 也 |
| 病院事務局長      | 朝 日 紀 博 |
| 病院事務局次長     | 山 田 基   |
| 病院事務局審議監    | 渋 谷 和 彦 |
| 総務課長        | 板 垣 喬 博 |
| 政策調整課長      | 井 上 守   |

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 次 長 | 峯 田 和 興 |
| 指 導 参 事 | 小 林 晃 彦 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 監 査 事 務 局 長 | 山 形 讓 |
|-------------|-------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 熊 崎 一 弘 |
|-------------|---------|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|           |         |
|-----------|---------|
| 農業委員会事務局長 | 中 村 一 久 |
|-----------|---------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 為 | 国 | 修 | 一  |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 川 | 端 | 幸 | 人  |
| 事 | 務 | 局 | 主 | 山 | 崎 | 敏 | 彦  |
| 事 | 務 | 局 | 係 | 齊 | 藤 | 亜 | 希子 |

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について

議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 小黒 弘君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

9月13日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第8号、第4号及び第1号から第3号までの一般会計、特別会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号、第4号、第1号から第3号を一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。それでは、大きく2点について一般質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症の対応と対策について。9月1日号の広報すながわでは、新型コロナワクチン接種体制の変更のお知らせが掲載され、「市では、ふれあいセンター・市立病院での集団接種を実施してきましたが、8月中旬で接種対象者の75%以上の方が接種または予約を終えていることなどから、集団接種を実施するための予約人数の確保が難しい状況になっています。このため、9月13日より、新型コロナワクチン接種を市内医療機関による接種に移行して実施します。」と希望される方の予約の方法をお知らせしています。そこで、今後の新型コロナウイルス感染症の対応と対策について伺います。

（1）7月末までに65歳以上の高齢者接種2回を終えるようにとの政府の考えに対する状況について。

（2）政府においては11月末までに全対象者のワクチン接種を終了との話もありましたが、市としては何月頃終了目標としているのか、また供給量の情報について。

（3）デルタ株等の影響で、低年齢の方にも感染が増えている状況にありますが、予防接種法に基づく公費での接種は、接種の日に満12歳以上の方となっているのですが、低年齢の方に対する対応について。

（4）キャンセル待ちの方の接種のこれまでの状況について。

（5）9月6日に更新された市ホームページには、8月15日から9月4日までの3週間の市内感染状況が掲載されています。北海道では、6月28日から市町村別に感染者数を公表していますが、これまでの市内感染状況やより詳細な情報を発信する考え方について。

大きく2点目、エキノコックス症の対応と対策について。エキノコックス症は、寄生虫の一種であるエキノコックスが原因で発症する感染症で、人はキツネや犬のふん便内のエ

キノコックスの卵を経口摂取することで感染するもので、感染すると数年から十数年の潜伏期を経て、肝機能障害等の症状が表れるとされています。

住宅地に出没するキツネの対策はこれまでも行ってありますが、キツネのふんからも検出することが可能で、ふんを収集し、虫体感染状況を調査できるという研究機関があると聞いておりますので、以下の点について伺います。

- (1) 本年6月13日、市で行ったエキノコックス症検診の状況について。
- (2) エキノコックス症対策の現状について。
- (3) キツネの生息状況、虫体保有率等の調査の必要性について。
- (4) キツネの駆除について。
- (5) 虫下し餌の散布等による対策について。

以上、1回目の質問です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から大きな1と大きな2の(1)についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、新型コロナウイルス感染症の対応と対策について、(1)65歳以上高齢者の7月末接種状況についてであります。7月末現在の高齢者の接種率につきましては、1回目の接種が約89%、2回目の接種が約82%であったことから、7月末には高齢者の8割以上が2回目までの接種を完了しており、この段階においておおむね高齢者の接種を終えたものと認識しているところであります。

なお、9月7日現在の高齢者の接種率は、1回目が約90%、2回目が約88%となっております。

次に、(2)市としては何月頃のワクチン接種終了を目標としているのか、また供給量の情報についてであります。ワクチンの接種終了時期につきましては、国が接種期間を令和4年2月28日までと定めていることから、年明け後も満12歳となる方などを対象に、2月末まで接種を続けていくこととなります。現段階において10月末時点で12歳以上の接種対象者全体における接種率は1回目が約84%、2回目が約80%と見込んでおり、予約数が減少してきていることから、おおむね10月末で希望する方の接種を終えるものと考えているところであります。

また、ワクチン供給量の情報についてであります。国からのワクチン供給につきましては、これまでも市の要望に沿った必要量が供給されており、現時点においては今後の配分予定を含め、来年1月中旬までの必要量が確保される見込みであります。

次に、(3)予防接種法に基づく接種が満12歳以上の方と定められている中での低年齢の方に対する対応についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施につきましては、予防接種法に基づく国の指示により接種の対象者、期間、使用するワクチンが定められていることから、現時点では11歳以下の低年齢児は接種の対象外と

なっているところであります。低年齢児につきましては、家庭内における基本的な感染予防対策が大切であることや、周囲の人たちの免疫獲得が子供の感染防止にもつながると考えられるため、未接種の接種対象者の方に対してワクチン接種の機会が2月まで設けられていることの周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4) キャンセル待ちの方の接種の状況についてであります。これまでに広報等で周知の上、受け付けたキャンセル待ち登録は、64歳の方38名、16歳から34歳の方50名の合計88名の登録があり、うち82名が接種を完了し、6名が登録後、他市町村における接種または予約への変更となっております。

次に、(5) これまでの市内の感染状況や、より詳細な情報を発信する考え方についてであります。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、感染症の発生状況、動向などの調査及び情報の公表については、都道府県または保健所設置市が行うことが定められております。市では、北海道が公表している1週間単位の市町村別感染者状況に関し、8月中に市内感染者数が2週続けて複数人になるなど感染が続いたことを踏まえ、より一層の感染対策の徹底を図っていただくため、直近3週間の市内の感染状況を8月末から市ホームページで周知したところであります。これ以上の詳細な情報は北海道から提供されていないため、今後も北海道が公表する感染状況の周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、エキノコックス症の対応と対策について、(1) 本年6月13日に市で行ったエキノコックス症検診の状況についてご答弁申し上げます。寄生虫の一種であるエキノコックスが主に肝臓に寄生して発症するエキノコックス症は、キツネや犬などから排せつされた寄生虫の卵の経口的な摂取を原因とする感染症であり、北海道の集計による道内の感染者数は、年間20名程度という状況にあります。この病気は、上腹部の不快感や膨満感といった自覚症状が表れるまで、感染後数年から十数年を要するとも言われ、検診により早期に発見し、早期に治療することが大切であります。市のエキノコックス症検診につきましては、例年6月と10月の国保特定健康診査に合わせ小学校3年生以上の市民を対象に実施しておりますが、本年度の実施状況につきましては6月の国保特定健康診期間である7日間を通じて16名が受診し、全て有所見者なしという結果になっております。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から大きな2、エキノコックス症の対応と対策についての(2)から(5)についてご答弁申し上げます。

初めに、(2) エキノコックス症対策の現状についてであります。情報発信として広報すながわ、ホームページ及びオアシス通信への折り込みにて感染源であるキツネを寄せつけない水際対策として、餌となるものを放置しない、餌づけは絶対しないなど、感染予防として手洗いの励行、キツネやそのふんを触らないなど、感染の予防啓発を行って

るところであります。

次に、（３）キツネの生息状況、虫体保有率等の調査の必要性についてであります。生息状況の把握については、個体の判別が難しいことから行っておりませんが、キツネの出没状況の提供などにより出没場所の把握を行っているところであります。虫体保有率等の調査についても市独自では行っておりませんが、北海道において道内の１５の観測定点地域のほか、検体を提供した市町村についてもキツネ等の媒介動物の疫学調査を実施しております。本市においても、令和２年度にキツネ２体を滝川保健所に提供いたしました。１体から虫体保有が確認されたところであり、今後においても北海道の当該調査結果を活用し、キツネの虫体保有の把握をしてまいりたいと考えております。

次に、（４）キツネの駆除についてであります。キツネは法の規定により無差別な捕獲や採取等ができないものとなっており、原則駆除できませんが、農業地域においては農業被害防止対策を理由に箱わなを設置して駆除を行っているところであります。住宅地においても、住宅そのものに被害を与える、敷地内に巣を作り居着くなどの被害がある場合において、キツネが出没する原因となる生ごみ、コンポスト、家庭菜園を取り除き、侵入を防ぐなどの対策を取った上で被害を受けている住宅敷地内で駆除が可能となることから必要と判断される場合には箱わなを利用して駆除してまいりたいと考えております。

次に、（５）虫下し餌の散布による対策についてであります。キツネが散布された虫下し餌を接種することによりエキノコックスが駆除され、キツネが再感染しない限り環境中に虫卵を排出しなくなることで人への感染リスクが減少するものであり、エキノコックス感染症防止には効果があるものと認識しておりますが、ふれあいセンターで行っているエキノコックス症検診において、これまで陽性者がいないことから虫下し餌の散布を行う状況ではないと考えますが、保健所などとの連携を図りながらキツネを住宅地に寄せつけないための対策やエキノコックス症感染予防対策についての普及啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、２回目の質問をさせていただきます。まずコロナウイルスの感染対策ですけれども、新型コロナウイルス感染の対応という部分で答弁いただきましたように、９月７日現在の高齢者の接種率が２回目で約８８％ということであり、接種当時から、特に砂川の場合は受付の混乱がなく医師会との連携等で土日の接種を増やすなど、また冷蔵庫などの故障もないように聞いておりますけれども、ここまで推進してこられた市長はじめ職員、医療スタッフの方々に敬意を表したいと思います。これからもコロナとの付き合いが長くなりそうで、さらなる対策をお願いしたいと思っております。

そこで、接種については順調に進んでいるようなのですが、昨日の市長の主要行政報告にもありましたように、昨日の１３日からこれまでの集団接種から主に市内医療機関による接種体制に変更になっているのですが、心配されるのは混乱が生じていないのか、

これからどうなのかという部分なのですけれども、その点についてお伺いします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 当市におきまして、ふれあいセンター及び市立病院の集団接種により進めてまいりましたワクチン接種、ご指摘のとおり、また昨日の主要行政報告でも申し上げましたとおり、一定の申込み率に達している状況の中、この後は予約数の減少が見込まれるところでございます。そのような状況の中、集団接種を行うには、一定数以上の予約数が必要と考えておりますので、この状況を医師会の先生方にご相談いたしまして、昨日からは市内5つの医療機関においての可能な範囲で接種枠を設けていただきまして、いわばそれぞれの個別の病院での接種体制に変更したところでございます。この変更にあたりましては、市のホームページ及び広報9月1日号でお知らせいたしまして、予約そのものについては市の専用ダイヤル及びメールによって、引き続き市が行うと。あわせて、医療機関への直接のお問合せについては控えていただくことについても周知いたしまして、現状のところそれぞれの医療機関への直接のお問合せはほぼないということもお聞きしておりますので、混乱は生じていないものでありますし、また医療機関そのものにしてもワクチンの管理、配送、また接種記録の入力等は市で引き続き行っておりますので、この点についても大きな問題は生じていないところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今理解いたしました。

次に、低年齢に対する部分も大変今デルタ株で増えているということで、ちまたでも心配されている部分があるのですけれども、満12歳以上の接種対象となっている小中学生ですが、12歳から15歳の方が接種する際には保護者の付き添いなどが必要と思っておりますので、どのような対応が行われているのかをお聞きしたいと思います。

また、その中で12歳から15歳の中学生の方、それから16歳から18歳の高校生の接種の状況についてもお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 全国におきまして行われている接種、当初ファイザー製のワクチンにつきましては、16歳以上の方が対象とされておりましたけれども、6月からは対象年齢が引き下げられ、ご指摘のとおり12歳以上となっております。

16歳未満の接種にあたりましては、予診票に必ず保護者の方の署名が必要でありまして、厚生労働省の指針では原則的に接種時に保護者の方の同伴を求めていますので、当市においても万が一接種後の経過観察において副反応が見られたときなどの対応を勘案しまして、必ず保護者の方の同伴を求め実施しているところでございます。

また、この低年齢の皆さんの接種の状況でありますけれども、まず12歳世代の小学校6年生につきましては、年齢に到達して初めて接種が可能になるということでございますので、12歳世代で今予約が可能なお方については、およそ4割の方が接種または申込みと

いう状況にありますし、13歳から15歳の中学生世代の方については約7割、16歳から18歳の高校生世代の方はおよそ75%という数字で接種予約済みの状況になってございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。

今数字的なものも、中学生、高校生のところをお示ししていただきました。新型コロナウイルスのワクチン接種が幅広い世代に広がる中、道内の保護者の方も頭を悩ませているという新聞報道もあるのでありますが、将来的な影響や副反応の心配だとか、二の足を踏む保護者は少なくない。接種するかは、あくまでも個人の判断だが、子供の場合は親の影響が大きいということでもしっかり考えていきたいという声もあるということなのです。

次に、低年齢の方への接種拡大、先のことになるのですが、3回目の接種など今後のワクチンの接種に関して、今の段階で国からの情報というのは新聞等ではあるのですが、直接市にそういう情報は来ていないのかお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、より若い年齢の方への接種と、その拡大ということにつきましては、厚生労働省のホームページによりますと、接種の対象は現時点における科学的知見に基づいて決められており、今後接種の対象年齢が広がる可能性はありますということは記載されておりますけれども、現時点におきまして市町村に対する通知、通達などは来ていないところでございます。

また、3回目の接種、いわゆるブースター接種に関しまして、ワクチンを担当されている大臣の記者会見等を拝見しますと、その必要量については確保をしている旨のご発言もあったものと存じますが、実施そのものについては厚生労働省で現在検討をされているということで、こちらにつきましても何らかの文書という形は送られてはきていないという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 国内で広く接種されているファイザー製とモデルナ製のワクチンについては、海外ではもう生後6か月から11歳を対象にした臨床実験がされているということもありまして、今部長がおっしゃったように、今後対象年齢が広がるという可能性もあるのかということもありまして、期待もしているところであります。

今部長もおっしゃいましたように、新聞等には、ブースターと呼ばれる3回目の接種についてなのですが、9日時点では国民の61.9%が1回目、49.8%が2回目の接種を終えたということでもありますけれども、今後は今部長おっしゃったように、政府としても来年以降にアメリカモデルナ製の5,000万回分、アメリカノババックス製1億5,000万回分の供給を受ける契約を結んだということで、またアメリカファイザーからは1億2,000万回分の供給を新たに受ける方向で今協議を進めているということ

もありましたので、今後に期待をしていきたいと思っております。

それで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言、9月12日までのところを9月30日までまた延長されたわけなのですけれども、延長に伴い市はどのような対応をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 国の緊急事態宣言につきましては、北海道は当初の9月12日から30日までの延長ということでご指摘のとおりでございます、その背景には病床使用率が高いなどの状況があるということになってございます。

当市におきましては、北海道における一般措置区域という形で引き続き指定となっておりますけれども、市としましては先週金曜日に市の対策本部を開催いたしまして、延長に伴う北海道における緊急事態措置の改定ということについて情報共有を図るとともに、公共施設の取扱いや行事などについて周知方法を含め対応について内部協議をしたところでございます。協議の結果につきましては、市のホームページにおいて緊急事態措置の要請内容や公共施設について引き続き休所、閉鎖をさせていただくこと、また事業の中止、延期など、さらに感染拡大防止に向けた対策の実施についてホームページに掲載いたしまして、周知を図っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは次に、2点目のエキノコックス症について、2回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、私もよく公園に行ったり、北光公園のドッグランにもよく行ったりするのですが、日頃キツネを見ると、反射的にエキノコックスは大丈夫かなと思ったり、ずっと心配している一人なのですけれども、2か月ほど前ですか、砂川の猟友会の方にキツネのふんの検査ができる学者がいるということも聞きまして、大変興味を湧きまして、市とタイアップできたらよいのと思って今回一般質問するきっかけにもなったのですけれども、まずエキノコックスの検査、年に2回行われているということなのですが、6月の検診について、小学校3年生以上の市民を対象としているのですけれども、何か基準があるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 エキノコックス症検診に関しましては、道内の各市町村が北海道が定めておりますエキノコックス症対策実施要領に基づきまして、第一次の検診を行っておりまして、その検査の結果、感染の疑いがあるという方につきましては第二次の検診を北海道が実施するということがその要領の中で定められておりますが、併せてその要領の中で対象者については小学校3年生以上ということが定められているところから、当市においてもそこにに基づきまして検診を実施してございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 道の要領ではそのようになっているということで、ふれあいセンターの

ホームページの中にも子供がよく公園にも行ったりするということがあったり、特にその辺の注意も出ているので、そういった部分からそういったこともあるのかなと思っており、また分りました。

次に、私も何年前かに餌づけの部分で市民の方から言われて、オアシスパークで市に対応していただいて、草も刈っていただいたりしたのですけれども、この餌づけの状況というのは把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 餌づけの状況の把握でございますが、これについては市民などからの情報提供、さらには衛生のパトロールの中で把握ということで行ってきておりますが、これまでキツネに餌づけしている具体的な情報、それから具体的な行動というのは寄せられていないということで現時点では把握していない状況でございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 言われているのは、キツネを寄せつけないという部分でごみの関係とか環境、そういったものが大事だということが私も分かってきているのですけれども、今後そういった点もまた注意していただければと思います。

巢の場所は、前は三砂にあったとか、私はオアシスパークと市民の方から聞いたのですけれども、こういう巢の場所というのも把握しているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 巢の場所そのものについては、特定、把握はしておりませんが、市のホームページで市街地でのキツネの多数の出没場所として箇所図を掲載しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ホームページにキツネの出没場所とあるのですけれども、そういったものが今後変わっていくとか、さらに更新されていくというサイクルというのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 出没情報とか苦情が多数寄せられているという状況では現在ございません。様々な地域から散発的に出没情報というのが寄せられていることから、1年分の情報により年度の更新としているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 私はニセコ町のも調べてみたりもしているのですけれども、特にベイトと呼ばれる虫下しの餌を道路沿いに散布する方法で、散布したベイトを縄張りを持つキツネに食べさせることが目的で、ベイトを食べることによってキツネの体内からエキノコックスが排出されると。ベイトを食べてもキツネは死ななくて、健康になったキツネが自分の縄張りを守るためエキノコックスに感染したキツネの侵入を防ぐことになるということ

で、このような対策を行っているのです。ベイトは虫下し入りの薬剤、プラジカンテルという魚のすり身を混ぜて作って、ベイト1つの大きさは消しゴム大で魚粉のような臭いがするのですが、ニセコ町ではベイトの散布は、駆除対策推進委員という方にボランティアをお願いして、令和元年度では17名ぐらいの推進員の方に協力していただいて、2名でペアになってくまなくまくということなのです。今市はそこまでということではあったのですが、学者の高橋健一さんという方も非常に効果があるということで、虫下しのことについてなのではございますけれども、これはドイツで最初に試された方法で、試験地域のキツネの感染率が試験前に60%を超えていたのですけれども、20%以下に低下したということで、一方散布をやめると1年半で元の感染症に戻ってしまったということがあるので、いま一度砂川市としてはこの虫下しの散布についての対策はどうかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 虫下し餌の散布ということで、虫下し餌、駆虫薬ということでございますけれども、一度駆虫されたキツネでも、また感染したノネズミを捕食すると再感染してしまうという状況もございまして、約1か月で虫卵を排出し始めるということになっております。ですから、散布についても原則月1回ということになって、この月1回の1回だけではなくて、ずっと散布し続けないと効果は出ないという状況でございます。先ほど1回目のご答弁申し上げましたとおり、砂川市ではまだ感染者というのが出ておりませんので、広報すながわとかホームページの中でキツネを寄せつけないですとか感染症予防対策ということで注意喚起をしながら、エキノコックス症感染予防を図ってまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。

私も心配だったのでございますけれども、ふんの卵が口とか入らなければ、まず感染はないということですので、その辺はふれあいセンターのホームページでもきちんと書いてありますし、それでも心配な方は健康診断を受けるということで、私も10月にある検診を受けながら、しっかり対応を自分自身もしていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、2点一般質問をさせていただきます。

1点目、熊の個体数増加に伴う市内への影響について。北海道全体的に熊の個体数が増えており、本市においても農作物への被害や目撃情報が相次ぎ市民が不安に感じています。そこで、以下についてお伺いいたします。

(1) 状況の認識と対策について。

(2) 課題について。

(3) 北海道との連携について。

大きな2点目、防犯灯、道路照明についてです。市内の子供並びに保護者の方から部活や塾の帰り道、夜道が暗くて怖いというお話があります。市民の安心、安全のためにそれぞれ増設することができないのかをお伺いします。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○副議長 増山裕司君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1、熊の個体数増加に伴う市内への影響についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)状況の認識と対策についてであります。令和3年8月20日に開催されました令和3年度第1回北海道ヒグマ保護管理検討会によりますと、北海道が推計するヒグマの個体数は平成26年時点の中央値で1万500頭、令和2年度時点の中央値では1万1,700頭であり、そのうち砂川市が含まれる日高・夕張地域では平成26年時点の中央値で3,420頭、令和2年度時点の中央値で4,260頭であり、全道及び日高・夕張地域共に増加しているところでございます。

砂川市の状況では、ふんや足跡などの情報は平成26年度から令和2年度につきましては2件から13件の間で増減しており、目撃情報につきましては平成26年度から平成29年度は4件から13件の間で増減をしておりましたが、平成30年度26件、令和元年度32件、令和2年度が67件であり、急激に増加している状況でございます。

また、今年度は同日のほぼ同時刻に離れた2か所での目撃情報が4件も寄せられていることから、市内を生息域とする個体が増加していると推測しているとともに、本年は北光のJR路線付近、空知太墓地付近、吉野会館付近など、住宅地付近でも出没している状況でございます。

対策として、出没情報が多く寄せられる前に住宅地での出没を防ぐため特殊な音波を発生する忌避装置を13か所設置しているところでございます。

また、注意喚起のため、例年より1週間程度早い4月20日までに市内に常設の看板を8か所設置するとともに、広報すながわ4月15日号及び8月15日号により啓発を行っております。

また、目撃情報等が寄せられた場合、滝川警察署と連携し、巡回やチラシ等により注意喚起するとともに、市ホームページや公式ラインアカウントによる情報発信のほか、看板

を設置しているところでございます。

さらに、本年3月と7月に北光地区のJR路線付近に出没した案件や8月に空知太墓地付近の出没した案件などに対応するため、町内の関係部署において情報を共有するとともに、出没時における対策等について協議したところでございます。

続きまして、(2) 課題についてであります。本市は人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を目的とした北海道ヒグマ保護管理計画や出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針等に基づき対応しており、住宅地等に出没し、被害を与えるおそれがある問題個体につきましては、捕獲が認められていることがありますが、多数の個体が出没した場合でも、その個体が非問題個体であれば捕獲することができず、個体数調整のための捕獲は認められておりません。

ヒグマの増加や出没に対して、山林地域と住宅地が高速道路により分断されていることから、高速道路から西側で出没した場合、住宅地へ逃げ込まれる危険性があるため、山林地域へ確実に追い払うことができなく、また問題個体であっても箱わなによる捕獲は住宅地付近にヒグマを誘引する可能性もあり、実施は困難であるため、市民の皆様に対して確実な安全、安心の確保が難しいことが課題と考えております。

続きまして、(3) 北海道との連携についてであります。住宅地付近での出没や親子熊など対応が難しい状況が発生した場合、北海道へ情報提供し、問題個体と認める判断や捕獲を含む対応について助言をいただいております。今月1日には同一個体が出没していると思われる本市のほか、歌志内市、上砂川町、奈井江町の担当者、滝川警察署、砂川市鳥獣被害対策実施隊員及び北海道猟友会砂川支部の役員に加え、空知総合振興局にも参加をしていただき、2市2町ヒグマ対応連絡会議を開催し、情報交換のほか、砂川市の出没の対応について協議を行うなど連携して対応しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から大きな2、防犯灯、道路照明についての防犯灯の増設についてご答弁申し上げます。

防犯灯は、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生防止を図ることを目的に設置されているものであり、原則として町内会等の団体により設置され、維持管理が行われているところでありますが、地域に町内会がなくなったため、やむを得ず市に移管されたものや住宅街から離れているため町内会では設置に至らなかったものの、防犯上例外的に市が設置したものなどがあります。

町内会等が設置する防犯灯に対して砂川市防犯灯補助規則に基づき、設置費については2分の1以内で上限を2万5,000円、維持費については電気料5分の4以内を補助しているところであり、新たな設置については設置費並びに設置後の維持費について負担が生じることから、町内会等の判断により行われるところでありますが、町内会等からの申請があれば増設はできるものであります。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 私から大きな2の防犯灯、道路照明についてのご質問のうち、道路照明につきましてご答弁申し上げます。

現在市内の道路照明として設置しております街路灯につきましては、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図るため、国の道路照明施設設置基準に準じて、交差点や横断歩道、橋梁、公共施設に接続する道路等に730基の街路灯が設置されているところであります。夜道が暗い道路への対策としましては、現在新たに設置する街路灯や老朽化した街路灯について、照度や耐久性、ランニングコストなどを考慮し、LED灯による設置を計画的に行っており、今年度においては新設3基、更新9基のLED化を予定しているところであります。LEDの街路灯は、従前の水銀灯に比べ白色系が強く、またランプの発熱量が少ないことから、灯具の曇りなどの劣化を抑えることができるため、道路照明の明るさの向上につながっていくものと考えております。

また、街路灯の新規設置につきましては、設置基準に該当する未設置箇所の設置を進めてきており、特に通学路の交差点や横断歩道等への設置を重点的に進めているところであります。このことから、今後につきましても夜間における通行状況や道路の安全性、防犯灯の設置状況等を考慮しながら、老朽化した街路灯の更新を進めるとともに、新規設置についても計画的に進めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問をさせていただきますが、熊ですね、皆さんもこのまちに住んでいる方は何かこの最近の熊の常習化というか、常にあそこで出たらしいよとか、昔さほどそこまでのあれではなかった。見たと言ったら大騒ぎみたいな雰囲気だったのですけれども、また出たらしいねという雰囲気になってきていると思うのです。そういう、結局数値的にも今教えていただいたとおり、ここ数年で物すごい伸び方をしているところなのです。過去のには、足跡だとか、それからふんだとかで大騒ぎしていた部分があったのですけれども、今実際に目撃するという数が増えてきているなどというのは、数字から見ても、その個体数の増加ということがあるのかということも感じるころなのです。

またさらに、昔はホームページに掲載したりとか市の広報でとか、ひどいときには街宣車走らせたりということで周知していたかもしれないのですけれども、今子供を持つ親はオクレンジャーという学校からいろいろな情報がそれぞれの親に直接連絡が届くような仕組みになっておりまして、もちろん熊が通学路に近いところを出た、住宅街に近いところを出たと注意喚起しなければいけない、これは決められていることなのですけれども、その周知の手法が増えたことによって、受け取る側も結構敏感に熊の情報を年に何回も来るよということが、より身近に感じているという部分があって、さらに市民の不安感が上が

っているという状況が今の状況かと認識しております。

今ヒグマの対策の関係のお話がありましたけれども、北海道ヒグマ管理計画なんかを見ると、今砂川がしっかりと行っているような手順しかない、逆に言うと。安全、非問題個体と問題個体というところに分かれるわけなのですけれども、熊は出ているのだけれども、全てが問題個体というわけではないというところの難しさ。熊は、人間、我々からしてみたら、目の前に出てきたらおっかないな、早く駆除してほしいと思うのですけれども、自然界の中でいうところの保護されるべき動物というところの部分もあっての難しさというところであるのかなという認識をしているのですが、何とかうまく共存共栄していくために、もう少し何かできないかというところで今回の質問なのですが、先ほど課題としてのお話がありました。砂川は、確かに高速道路が南北に伸びておりまして、山から高速道路の高架橋の下の空洞部分というか、道路の部分というか、そういったところ、一回住宅街に来てしまうと、なかなかそれを追い返そうにも、熊自体が迷っているような状態になってしまって、なかなか住宅地から山に帰ってもらいづらいというところだったり、何かその辺を、例えば高速道路を全て、生活道路もあるから管理することはできないのでしょうか、入ってこないようにする仕組み、いわゆる忌避装置を例えば熊と高速道路と、いい仕切りがあり、入ってくる場所も限られているわけですから、その辺りに設置することができないのかを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 忌避装置の設置ということでございます。

1回目のご答弁でもお話をしたとおり、現在13か所に特殊な音波を発生させて、熊を追い払うという装置を設置しております。これにより、一定程度の効果があると私たちは判断しておりますし、熊が山林から里に入ってくるようなルートを設定しまして、そういったところに設置しているものでございまして、この装置が万能かという、そんなこともないのかと思っておりますが、私どもとしては一定程度効果があると判断しております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 13基で、忌避装置がこの砂川市の中でそういうところも踏まえて、今まで目撃情報があったりとかすると移動させて、そこを中心的に追いやってとかということは散見しているのですけれども、そうではなくて、もうある程度砂川の中ではここを通過して、過去のにももうこういうルート、ここが来やすい。情報は、多分十分あるのだらうと思うのです。そういったところに常設の忌避装置をもう少し増やして、そもそもそちらにできるだけ来ないように追いかけてこするのではなくて、少し増設するなりして経路を断つこととすることができないのかどうか、もう一度確認させてください。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 ご質問のございました忌避装置のほかに監視カメラも備品として持っております、こちらについては3基を目撃情報や足跡、ふんの情報があれば、そ

ういったところを重点的に設置しまして、毎日映像を確認しているということで対応を図っております。

議員さんおっしゃられる忌避装置の常設ということでございますが、熊につきましても移動ルートがその個体によってそれぞれ違うものもあろうかと思っておりますので、そのとき、そのときに必要な箇所に設置して対策を講じていこうというのが現時点での私たちの考えでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今のやり方だと、どうしても後手後手になってしまうので、先手を打つような取組ができればと思うわけなのですが、今高速道路のところの話ですけれども、砂川の今までの発生状況というか、目撃情報とか出没状況を見ると、河川に沿って熊が下まで降りてきて、そこからひょいと人里に出てくるパターンもあるのかな。それから、農家さんとかでいうと、昨年出たところとか今年出たところを私見ていますけれども、やぶというか、立ち木、ササが生い茂っていたりとか、要するに畑と山の境界が物すごく近いなという印象を受けるような場所で、昨年と今年に関しては被害が出ているというのを、偶然なのか必然なのかはあれなのですけれども、ですからいわゆるルートを断つという手法というのは何とかできないものかと感じるのですけれども、河川の草木の刈り払いをもう少しまめにするとか、それから山と畑とか、住宅街もそうなのですけれども、その境界のスペースをしっかりと取る。熊も臆病な生物だという話ですから、近ければすつと行ってすつと戻れるというのものもあるかもしれないのですけれども、人目につくような場所であったりだとかということに出てくるには警戒心が強い熊は少し抑えられる。これは、熊の管理計画の中にもそういったことをすべきだと、推進するべきだと書いてあるわけなので、砂川市ではもう少しこの辺に関して取り組んでいくことはできないのかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 やぶ、草の管理ということでございます。

議員さんおっしゃられるとおり、北海道の計画でもそうですし、国が発出していますマニュアルでもやぶの管理ですとか、また議員さん今ほどおっしゃられた河川が熊の移動ルートの一つと考えられてございます。山林にいる間は、少なくとも問題個体ではない、非問題個体ということでございますので、宅地、里にできるだけ降りてこられないような対策は、やぶの管理も含めて大切なことだと認識しておりますので、今後私たちの範疇の中でどういった対策を講じることができるかということは検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 一言で刈り払いという話をしても、場所によってそれぞれの所管が違うのでしょうから、その辺りは内部で連携を取りながら、問題になり得るような場所、ま

た住宅街や農家の近くであれば地権者という方もいらっしゃるでしょうから、その辺りを  
どういう形で進めていくかというのも今後しっかりと協議をしていただいて、その辺の改  
善をやっていただきたいと思っております。

北海道との連携という話なのですけれども、その前に課題についてを飛ばしてしまいま  
した。課題なのですけれども、砂川の今いろいろと猟友会の皆様、難しい立場で苦慮して  
おられるのかなというところあるのですけれども、その猟友会の方からお話いただいたの  
は、指示命令系統をはっきりさせてほしいと。我々は、誰からお願いされてやるのかとい  
うことをしっかりやってほしいと。本来であれば、市民からの通報があり、市民の安心、  
安全を守る警察が初動し、その中で警察から行政に猟友会への出動の依頼が行われ、そし  
て猟友会が駆除なり、問題個体であればそういった形を取るということの、今は流れがよ  
く見えない部分もあって、その辺りは北海道と十分協議をしていただいた中で、今私の持  
っている熊の管理計画は今年度いっぱい終了するわけなのです。今まさに新しい案とい  
うのが示されている部分ではありますけれども、そこにそれぞれの地域の実情を盛り込ん  
でいただかないと、それぞれの地域の実情までは分からないですから、そういったところ  
をしっかりと情報提供をしながら、この計画の中に盛り込んでいただく働きかけというこ  
とも必要になってくるのかと思いますけれども、その辺りの取組について教えていただき  
たいと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 北海道の管理計画のお話でございます。

議員さんおっしゃられるとおおり、今年度末をもって計画期間が終了しますので、次年度  
以降の見直しという作業が今行われている最中とお伺いしております。その中で、市町  
村の意見を反映するという機会も設けられているということでございますので、そういつ  
たチャンスを生かして、今砂川での課題であったり、今後の対策については近隣の関係市  
町とも連携を取っておりますので、そういった部分や、また猟友会の皆様、また警察とも  
十分に連携を取りながら計画への反映について取り進めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 なかなか難しい問題なのだというのは、調べれば調べるほど思うわけ  
で、熊も大切な、同じ生き物として人が住んでいるほうには来ないで山の中で生活をして  
いただければ問題ないのかと思うのですけれども、何せ熊たちも個体数が増えるとどうし  
ても自分たちの縄張りというか、狩猟場所というか、そういうところを広げていかないと  
生きていけないのかというところが今課題になっているのかと思います。北海道や警察と  
密に情報交換をしていただいて、計画の中にもしっかりと砂川の実情を反映していただい  
て、過去のな、今の案もそうなのですけれども、まだ遠回りかなという部分も若干なくは  
ないかなという気はするので、多分人の命、今年に入っても3人ですか、北海道内で亡く  
なられていたりしますけれども、そういうことが起きているわけなので、それがこの辺り

で出ないということはないわけで、人命最優先の取組なり問題提起をしていただければと思っております。

それでは次、2番目の防犯灯、道路照明の質問に行きたいと思います。今ほど防犯灯並びに道路照明について答弁いただいたわけなのですが、私これ1個目の質問の熊の関係も影響あるのではないかと思っているのです。市民が生活している中で、少しおびえている部分というか、おびえざるを得ないというか、その情報が入ってくることによって、また熊出たのだったと、暗いところから出てくるのではないか。そういうまちを生活している中で少し不安というものが大きくなってきているのではないかという話も私の考え的にはあるのかなという気がするのです。もう少し防犯灯なり道路照明なりを増やすことができ、もう少し明るいまちにできないかと思うわけなのですが、過去のには、いわゆる昔の照明がLEDに替わったことで、すごくまちが明るくなったと思っていたのです。明るくなったところがあるから、逆に暗いところが目立つということも出てきたのかなと思いますし、道路照明なんかは今まだLEDと水銀灯とナトリウム灯と3種類ぐらいある状態で、これまでの歴史の中で、例えばマイマイガが水銀灯だとすぐ集まるから、ナトリウム灯は余り集まらないみたいだということでナトリウム灯増えたのだけれども、ナトリウム灯は意外と赤くて暗いみたいな、LEDから比べてしまうと暗いと言われてしまったりとか、いろいろな種類があることも暗いと言われる一つの要因になっているのかなという気がします。

まず、防犯灯の話からさせていただきたいのですがけれども、私も話をいただいてからいろいろまちの中を歩いて、明るい、暗い、どんな状況なのかなというのは確認をさせていただいたのですが、確かにないところはあるのです。何でここだけ照明ついていないのだろうというスポット的にあったりするのです。きっとそれは、地先の関係だとか町内会の中で何かない理由というのは当然あるのでしょうけれども、ただ通行人にはその理由は分からないわけで、ここの一隅暗いと思うところはあるなというのと、それから道路幅が広がったりするときに片側にしか照明がついていない。電柱の関係なのでしょうけれども、もう少し細い道だったら片側だけでも十分だろうと思うのですがけれども、少し道路幅が広がると、片側だけだと対向側の歩道はほぼ真っ暗状態になっているという場所が幾つかある。さらには、いわゆる街路樹がかなり生い茂っているエリアもあって、照明は等間隔にあるのですがけれども、その照明と照明の間はかなり生い茂った街路樹があることによって、光が真下にしか行っていない、広がっていないというエリアがあると。そういうところもあって、その場所、その場所によって問題が違うものだと思うわけなのですが、まず最初に言った少しまばらになっているエリアというか場所というか、その辺についての市内の状況について押さえているところがあれば教えていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 市内の暗い箇所、防犯灯のご質問でございますけれども、市内

パトロール、衛生のパトロールが主なのですけれども、昼間していたり夕方もしていたりする中で、何か所か把握しているというのはあるのですが、台帳とか図面上では整理しているところではございません。ただ、ほとんどLEDになって、補助制度もできてから明るく行き届いたという認識はございますけれども、中にはそこが届かなかったという部分も確かにあろうかと思えます。その把握については、今後パトロールをする中で暗い箇所についてはある程度一定程度図面に落とすだとか箇所を把握するという形で今後は把握していきたいということで、現在は正式に作ったものはありません。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ただ、おおむねというか、結構きちんと街路灯とか防犯灯ってついていかなという印象もあるのです。あとは、暗いと言われる話が、明るい暗いは人の感覚であるのかなという気がするのです。ある人にとってみたら、いや、そんな暗くはないよと言うかもしれないけれども、人によっては真っ暗だねというのは、何か基準があっているのではないかという気がしているいろいろ調べたのですけれども、そうしたらLED防犯灯の設置についてということで照明基準というのが日本防犯設備協会から出されているのです。これは、いわゆる防犯上どれぐらいの照度があれば安全ですよ、安心ですよという基準なわけなのですけれども、こちらが歩道の4メートル先にどれぐらいの照度があるかということを経験とした数値なのですけれども、例えば水平面照度で3ルクスみたいなのが、いわゆるランク分けされたときのクラスBですよ、5ルクスあったらクラスAですよという基準があって、B以上を保ってくださいねというのが防犯設備協会からの推奨されている数値なのですが、例えばこういうものを使って市内は全てB以上ですよと、これももちろん例えば人が行き交う地域と農業地域、工業地域と、それはまた別なのですけれども、しっかりと基準として砂川市はクリアしているのですよというものがあれば、人によっての明るい、暗いということへの対応だったりですとか、今後町内会と、もしこのままの状態でここ暗いのだけでもと話をするとき、何を必要なのかということの基準が必要なのかということもあろうかと思えますので、その辺りについてのご見解をお聞かせいただければと思います。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 私どもとしても、日本防犯設備協会では照度基準というのがあるという認識はしております、警察庁でもこれを使っているという状況で把握しております。おっしゃったとおり、4メートル先の人の顔の向きや挙動姿勢が分かるということで、平均平面照度が3ルクスという基準が示されております。私どもとしても、明るい暗いという判断の基準があって、それで設置する、しないという話に進んでいきますので、この照度基準については必要だと認識しておりますので、この照度基準の設定については検討していきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、私から道路照明におきます街路灯の照明基準につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

街路灯につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、国の基準に基づきまして、交差点ですとか横断歩道、橋梁等の前後に街路灯を設置させていただいているところでございます。こちら設置に当たりまして、道路照明の照度基準につきましては、こちらでも国の道路照明施設設置基準におきまして、夜間において安全、安心に移動の円滑な通行ができる明るさとして路面付近の照度を10ルクス以上確保することが望ましいとされていますことから、当市におきましてもこの基準に準じてこれら街路灯を設置しているところでございます。具体的な状況を申し上げますと、当市の街路灯につきましては支柱の高さにもよりますけれども、主に水銀灯では250ワット、ナトリウム灯では110ワット相当の器具を設置しているところでございます。また、現在設置を進めておりますLED照明につきましては、69ワットの出力で基準に達しておりまして、明るさの確保とともに、消費電力、さらには二酸化炭素の減少にもつながっているという状況でございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 先ほども言ったように、道路照明と防犯灯の光の差は結構あって、市民の方からしてみたら、どちらが防犯灯でどちらが道路照明なのかなんていうことを余り気にしてはいないと思うのです。なので、どうしてあの明るいやつを全部にしてくれないのとか、そういった話もあつたりします。そこは、道路照明と防犯灯の違いということとは、道路目線、車の走る、いわゆるドライバー目線なのか、それから交差点で人を巻き込まないようにするための安全なものとして必要なもの、さらに防犯というのは歩行者をいかにして犯罪から守るかというところでの防犯灯ということで意味合いが違うので、なかなか分かりづらい部分があるかもしれないのですが、いずれにいたしましても防犯灯の話でいうとなかなか、今は何とか町内会に助成するような形で維持管理していただいているような状況がありますけれども、町内によってはこの人口減少とともに、大分人口も減ってきて防犯灯を維持していくのも大変だという話ですとか、またそれとは別に市でコミュニティ補助金なんかを出しながら、何とか町内会の維持に努めておられるというのは重々分かっているのですけれども、将来的に厳しい部分というのがもう少し増えてくるのかということが想像されるわけなのですが、今の在り方も含めて今後の防犯灯の維持というところでのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 町内会で維持管理していただいて、市としては補助もさせていただいているのですけれども、残りの部分については町内会の負担で維持管理をしていただいているという状況がございます。過去のにも町内会があったのに今なくなってしまったということもございまして、今後、今ご質問でおっしゃられた、なかなか町内会での維持管理が難しくなってくるという状況も将来的にあるということが想定されますことか

ら、今後において防犯灯の在り方、それから設置の在り方等も含めて、その時点で将来を見据えた検討も今後必要になってくるかと考えております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 道路照明なのですけれども、地域によって今替えたり新しいものをつけたりということで、計画を立てて行っているということなのですけれども、新規設置に関してなののですけれども、あとどれぐらい立ちそうだとするのは何か計画の中であるのでしょうか、それとも新規よりもほぼ更新ということがメインになってくるのか、その辺りの状況を教えていただけますでしょうか。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 道路照明の更新の関係でございます。

先ほどご答弁で街路灯につきましては、市内全体で730基の照明が設置されているということで申し上げさせていただきました。今LED灯にということでお話がありましたが、LED灯につきましてはそのうち107基となっているところでございます。参考までに、水銀灯につきましては361基、ナトリウム灯につきましては262基となっているところでございます。ナトリウム灯につきましては、先ほど議員からお話ありましたように、今から8年ぐらい前でしょうか、マイマイガの大量発生によりまして、水銀灯に害虫が集まるということで、そのためにはナトリウム灯への交換が効果的であるという報道もありまして、ナトリウム灯の設置が少し増えたという状況でございます。また、水銀灯につきましては、2020年で製造が禁止となり、輸出入も禁止となりましたので、在庫の部分は灯具の交換等で今現在できることになっておりますけれども、将来的にはLED灯の灯具に更新していきたいと考えているところでございます。こちらのLEDへの更新の考えでございますけれども、これまで第6期総合計画におきまして、平成23年より街路灯LED整備更新事業として設置を進めてきているところでございます。今後も第7期総合計画におきまして各年度、今年度と同数程度にてLED灯への設置を進めていくという予定でございます。参考までに大体新設2基から3基、更新につきましても9基から10基ということで、十数基程度の更新で計画しているという状況でございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 まだまだ水銀灯やナトリウム灯が多いような現状もあろうかと思いますが、金額、単価も違うのでしょうかけれども、防犯灯のときにはだだだだっと市内全部LEDに、初期投資はかかるけれども、経常経費がかからないからということで、市長、だだだだっとやって、あつという間にまちなか中LEDに替わったのを記憶しているのですけれども、道路照明に関して水銀灯、ナトリウム灯よりLEDは確かに明るいとは思いますが、虫も余り寄っていないというのは、今ついているところを見るとそうなのかなという気はするのですが、この辺同じ考えでだだだだっといかないものなのか。それも含めて、市民が今非常に熊のことはあれだとしても、この道路照明くらいということも踏まえて不

安に過ごしているという現状があります。その辺りの考えについて、市長から最後お話を  
いただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 多比良議員から多々防犯灯、街路灯につきまして質問を  
いただきました。

私も市長になる前から、行革を担当したときから関わっておりまして、防犯灯もある程  
度LEDに替える、1億円以上のお金かかったのですけれども、ある程度防犯灯の役割を  
果たすには明るくて、かつ電気代が軽減できるLEDにやるのなら一気にやったほうがい  
いだろうということで、町内会の一定の基準を見直しまして、全個やりました。

問題は、街路灯をどうするのだというのがございまして、一部公共施設等のあるところ  
については切り替えましたけれども、道路につきましては、いわゆる街路灯というのはす  
ごく経費がかかります。それを一気にやると、財政難来すぐらいの金額になるものでは  
から、これは議会にお示しして、計画的に毎年やっていきましょと、必要のあるところ  
からやっていきましょとということでやってございます。財政的な問題もあるので、一  
気に行いたいけれども、残念ながら町内会の防犯灯みたいのは1億円程度で済むのなら  
すぐやれるでしょうけれども、かなりお金がかかるので、それは当時の議会にもご理  
解をいただいて、毎年必要なところからやっていっているという状況にございませ  
う。

ただ、防犯設備協会の基準は高過ぎまして、恐らくそれをやるとどこの市町村も該  
当しなくなるのではないかと、砂川市がLEDにしましたけれども、それでも町内会によ  
っては該当しなくなるほどかなり明るいので、その基準でいくと厳し過ぎるかなと。  
ただ、議員がご指摘になった、いわゆる道路照明はついているのだけれども、暗いと  
言われるところは市内にも確かにあります。それは、当時は明るかったのですけれ  
ども、街路樹がその間にどんどん伸びて、いわゆる街路灯を隠してしまうという  
ところもございませうので、建設部長も言うとおりの、そういうところは調査しな  
がら、ある程度木を伐採して、その後の状況を見てどうするかということと、問  
題は総体的にそういうところがまだあるのだらうと思います。防犯灯を町内会に  
新たに作れと言っても、負担の伴う問題ですから、それはある程度市と町内会  
の中で決めて進めてきた事項もございませう。ですから、町内会以外の道路につ  
いて、暗いところについては、ある一定の基準をつくれるかどうか非常に難し  
いのですけれども、もっと暗くても人が通らないと、車しか通らなくて支障ない  
というところも現実的にございませうので、その辺の一定のある程度のルールをつ  
くって、いわゆる人が通るのに暗いところについては何とかやる方向で庁内で検  
討していきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。

まず、第1点目にオアシスパークについてです。オアシスパークの本来の目的は、洪水時に石狩川の洪水調節の役割を担う国の施設ですが、その広大な景観はまるで外国のようと言われ、評判も上々のようです。また、平常時には水面利用のほか、ランニング、ウォーキング、サイクリングなど活用され、砂川市の大きな観光スポットになっています。以下について伺います。

まず、1点目、現在北海道開発局が発注する工事が行われていますが、具体的な工事内容、施工期間についてを伺います。

2点目として、管理棟は民間事業者による営利目的の利用も可能になるようですが、常設のレストラン、喫茶店営業はできるのかどうかを伺います。

3点目は、砂川市が管理する今は使われていないゴーカート場を解体する場合、費用はどのくらいかかるのかを伺います。

大きな2点目として、学童保育についてお伺いします。

1点目として、砂川市学童保育条例施行規則の一部改正が行われ、学童保育所保育料の減免措置が行われるようですが、その内容について伺います。

2点目として、一般世帯における通年保育料、月額9,000円が見直されなかった理由についてを伺います。

3点目は、現在市内5か所にある学童保育所の4か所は小学校内に設置されています。しかし、令和8年度には小学校の統合が予定されていて、市内5校の小学校は廃校になる予定ですが、これに伴う学童保育の考え方についてをお伺いいたします。

最後の3点目、空知太における歓迎塔の修繕についてを伺います。砂川市内唯一の大型歓迎塔が空知太にあります。その歓迎塔に経年劣化が見られ、特に南面はペンキも剥がれ、「またのお越しを」の文字も見えづらくなっていて、早い修繕が望まれますが、その考えについてをお伺いいたします。

○副議長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 (登壇) 私から大きな1、オアシスパークについての(1)と(3)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)現在北海道開発局が発注する工事の工事内容及び施工期間についてであります。当該工事につきましては砂川オアシスパークをよりアウトドアスポーツ等のアクティビティーが楽しめる空間として整備するとともに、遊水地管理棟を砂川のスイーツや観光情報の発信拠点として整備する砂川地区かわまちづくり計画に基づき実施しており、本年度の工事は管理棟南側の駐車スペースの拡張工事及び大型車の乗入れや車両の交差が

可能となるよう、多目的広場の園路拡幅工事の施工が予定されております。工事内容は、駐車スペース拡張工事が現在の駐車スペースの南側に約40台分、面積1,180平方メートルを増設するもので、多目的広場園路拡幅工事は既存の園路の幅員を6メートルに拡幅するもので、本年度の施工延長は約1,170メートル、舗装施工面積は3,060平方メートルとなっております。また、工期は11月末を予定しております。

次に、(3) ゴーカー場を解体する場合の費用であります。ゴーカー場の施設は敷地面積約1万8,000平方メートル、ゴーカーコースの延長が750メートル、幅員4メートルとなっており、舗装版及び縁石、排水施設等の解体撤去、整地、芝吹きつけ等を行った場合、概算で約1,000万円と見込んでおりますが、解体後の利活用の内容によっては費用の額が変わってくるものと思われま

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1の(2)及び大きな3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の(2)管理棟における民間事業者の営利目的の利用についてご答弁申し上げます。オアシスパークにつきましては、河川敷地占用許可準則が一部改正されたことにより、河川敷地の占用に関する規制が緩和され、地域活性化の観点から営業活動を目的とした事業者等による河川敷地の占用を可能にするなど、令和2年11月に国が水辺空間を生かしたにぎわいの創出や魅力あるまちづくりを支援することを目的とした都市・地域再生等利用区域に指定されたことに伴い、オアシスパークの有効活用を検討するため、観光協会をはじめとする市内関係団体で組織されたオアシスパークからゆめまちづくり協議会の意見を聴取し、国の占用許可を得た上で市と使用契約を締結することで指定区域内において民間事業者等が営業活動を行うことができることとなっております。

管理棟につきましては、砂川地区かわまちづくり計画に基づき、令和4年度に国による耐震改修工事の実施が予定されており、これに伴う館内のレイアウトの変更も予定され、その中でカフェとして利用可能な休憩スペースも設置されると伺っておりますが、休憩スペースは防火や換気等の点で一般家庭用ガス、こんろ、IH調理器や電子レンジ程度の使用を想定しているところであり、業務用厨房設備を必要とするレストランやカフェを営業するためには改修を行うことが必要となることも考えられますが、このような場合には改めて施設所有者である国との協議が必要になると考えているところでございます。

続きまして、大きな3、空知太にある歓迎塔の修繕についてご答弁申し上げます。空知太西1条7丁目に設置されている歓迎塔につきましては、平成7年に本市を訪れる観光客などに対し歓迎や感謝の意を示すため建設されたものであり、建設当時は歓迎塔に設置された電光表示板において観光や交通安全の情報などもお知らせしておりましたが、平成23年に経年劣化による歓迎塔本体の塗装の剥離及び電光表示板が故障したことから、歓迎塔本体のアメニティータウンのシンボルマークより下部の塗装と電光表示板の北面に「よ

うこそ砂川へ」、南面に「またのお越しを」の塩ビシート製の表示板を取り付ける修繕を行っているところでございます。しかし、その後10年を経過し、平成23年の修繕工事に含まれなかった歓迎塔本体のアメニータウンのシンボルマークより上部の塗装の剥離が見られるとともに、南面の表示板も日差しや風雪等により劣化し、見づらくなっていることから、現在これらを含めて修繕について検討しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から大きな2、学童保育についてご答弁申し上げます。

まず、(1)砂川市学童保育条例施行規則の一部改正の内容についてであります。今回の改正は保育料の減免措置の適用範囲を拡充し、多子世帯及び低所得の子育て世帯等に係る減免規定を新設したものであり、具体的な内容は3点ございますが、1点目は一般世帯のうち多子世帯に対する減額であり、通年及び短期保育料から第2子目は2分の1に相当する額、第3子目以降は3分の2に相当する額を減額するものであります。

2点目として、ひとり親世帯または在宅障害児及び在宅障害者を有する世帯であり、市町村民税が非課税の世帯の第1子は、通年及び短期保育料の2分の1に相当する額を減額し、第2子目は4分の3に相当する額、第3子目以降は6分の5に相当する額を減額するものであります。これらの減免対象となる児童が第何子に相当するかにつきましては、学童保育の利用登録にかかわらず、保護者と生計を同じくする児童を出生順で数えることとしております。

3点目として、生活保護法による被保護世帯の保育料を全額免除するものであり、当該世帯においては午後6時から午後7時までの利用に係る延長保育料についても全額免除するものであります。なお、改正の内容につきましては、学童保育所を利用されている保護者を対象とした説明会等を通じて周知し、減免申請書の提出を受けた後、令和3年4月1日に遡及して適用しているものであります。

続きまして、(2)一般世帯における通年保育料を見直さなかった理由についてであります。今回の改正に係る背景といたしまして、コロナ禍の状況が続く中、市として多子世帯や低所得の子育て世帯等に対する支援を行う必要があると考えたこと。また、近隣他市では学童保育の保育料に関し有料の場合は何らかの減免措置を講じていることを考慮の上、制度を導入したものであります。市の通年利用に係る保育料につきましては、学童保育事業を始めた平成16年度以降、国が補助金算定に当たり示している事業費総額の2分の1を保護者に負担いただき、残りを国、道、市が3分の1ずつ負担するという原則的な考え方に基づき設定しているところであります。近年は、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増嵩など、事業費総額が増加傾向にあり、令和2年度では保育料の占める割合が約3割に低下している中、学童保育所の運営体制や内容に変更点はないことから、通年保育料を見直す状況にはないものと考えたところであります。

続きまして、(3) 令和8年度に予定される小学校の統合に伴う学童保育の考え方についてであります。小学校区ごとに開設している5つの学童保育所に関し、小学校が統合される際にどのような運営体制を構築していくべきか、現段階では課題の整理を行っているところであります。現在の運営形態は、公設公営が4か所、公設民営が1か所あり、開設場所も小学校内が4か所、老人憩の家が1か所と様々であることから、統合時においてどのような運営を行うことが望ましいか、保護者の意向をはじめ町内関係部署と協議を進めていきたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目から質問していくのですけれども、1番目が確かにこの文章を読むと、今行っているということになってしまいますね。私が聞いたかったのは、先ほど答弁でもあったのだけれども、かわまちづくりという計画の中の今一部が行われているということだと思うので、もし分かれば、そのかわまちづくりで国が行おうとしている全体というのを今分かりますか。もし分かるのだったら、まずそこを答弁していただきたいのですけれども。

○副議長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 北海道開発局におきますオアシスパーク、今後の工事としましては、管理棟の耐震化工事及び施設整備、多目的広場の暗渠排水、芝吹きつけ、親水護岸の整備、湖畔の管理用通路を利用したサイクリングコース等の整備を予定しております。完成は、令和5年度末を予定していると伺っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私の持っている資料は、砂川地区かわまちづくり概要というものがありまして、国が行おうとしている事業をホームページから取ったのですけれども、かなりオアシスパークについては今後国は工事をしてくれそうというのがここから分かるわけですが、国の予算ですから、これが果たしてそのとおりにしていくのかどうか分からないのですけれども、今お答えになったのとほぼ同じ工事なので、今後国は約4億8,000万円、最大では6億7,000万円ほど予定しているという内容になっています。非常に国は力を入れてくれているなという、これを見ても分かるわけですが、ただオアシスパーク見ると、今水面すごく水草に覆われていて、もう一つはサイクリングロードというか、水面のそばを一周できるような工事も今後考えられているようなのですけれども、昔観察広場と言われていたところの大木が非常に増えていまして、とてもそこを一周できるようになっても、なかなか周りを見渡せるような状況ではないのです。これは国の施設なので、原課としてはそういうことについての、つまり洪水機能としての大木がいっぱい生えていたりとか、あるいは水草がいっぱいになっているというのが果たして、もし洪水になったときにきちんと機能ができるのかという心配もあるものですから、その辺の情報は何か持っていらっしゃるのですか。

○副議長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 砂川オアシスパークにある遊水地は、議員おっしゃるとおり洪水被害を防ぐため石狩川の水を一時貯留する役割を持った施設でありまして、北海道開発局で管理をしております。

水草については、湖面の北側を中心に発生しているのを確認しております。今年の夏は雨が少なく、河川水の流入が少なかったことから、湖水の水位が下がって水草が多く発生したものと考えております。

また、樹木につきましては、観察広場の樹木が経年とともに繁茂して、大きくなり過ぎている状況ではあるのですが、これについてはいずれも遊水地の機能上は問題ないということをございました。しかしながら、今後湖畔のサイクリングロードの改修等もございますので、その機会に改善を図っていただけないかと考えているところをございます。

また、昨年パンケ歌志内川の流入部分の雑木を国で撤去していただきましたので、オアシスパークの環境の向上にもつながっているのではないかと考えております。今後も管理者であります滝川河川事務所と連携を図りまして、環境整備への対応についてもお願いしてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2点目に移るのですが、管理棟で、今の経済部長のお話だと何かよく分からなかったのですが、例えば私があそこでレストランあるいは喫茶店をやりたいと言って、やれるのかどうかということだけ聞きたいのです。今まで民間の努力でどうか、今レンジだとかそういうもの程度だというお話もあったので、その辺のところだけお答えください。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 昨年11月に都市・地域再生等利用区域ということで、民間の事業者等がこのオアシスパークにおいて経済活動ができるというように規制が緩和されましたので、管理棟につきましてもその管理棟の利用の形態にもよりますが、一般的に経済活動というものについては可能となったところをございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やれるということが分かったわけですが、それはなかなか皆さんは知らない状況だと思うのです。あその管理棟なら、まだ民間の方もやる気になるかなとも思うので、その辺のところは情報をいろいろ発信してほしいとは思っています。

ここから肝腎なところに入っていくのですが、実は私の今ここに持っているパンフレットなのですが、せっかくのカメラでズームをしてほしいのですが、それは無理だと思うのですが、かつてこれは滝川河川事務所が出したパンフレットでして、すばらしいオアシスパークになっています。船着場が3か所あって、ヨット、カヌーが行

き交っていますし、小さな灯台が今あそこにもあるのですけれども、あそこはそのヨットが停泊するような波止場を目指していたということです。水上ステージがあって、多目的広場にはサッカーコートが2面ありまして、さらにコテージが5棟建っていて、子供たちが水遊びできるようなじゃぶじゃぶ池もあつたり、すばらしいイラストになっています。市長、これを見たことがありますか。そこは質問ではないのですけれども、夢のあるすばらしいオアシスパークというイラストが書かれています。これは、何もうその話でもなく、石狩川開発建設部の滝川河川事務所の作ったパンフレット、いつのものなのかというのはここの中に入っていないので、実はこれ私大事に取っていたものなのですけれども、ただ、今現在オアシスパークを見る限りでは、なかなかこういう状況ではないと思っています。

ただ、今いろいろな方々が勝手にというか、水面利用は自由使用ですから、いろいろな方々が利用されているのも確かにあって、最近では駐車場にキャンピングカーが数台止まっていたり、みんなそれぞれ活用するような方策を見つけながら楽しんでいらっしゃるという姿も見えます。ただ、先ほど紹介した、このイラストのようなものを私は完全に望んでいこうとしているわけではないのですが、余りにも今寂しいなと思っています。オアシスパークは、まちなかからも非常に近いところだし、景色だけを見る限りではすばらしいと皆さんが言ってくれるのですが、もう少しあそこは活用できるようになれば、子どもの国と併せていい砂川市の観光スポットになっていけると私は思っているのですけれども、そこには国はいろいろと力を入れて今後やっていってきようとしているのですが、砂川市は一体これから何をやるのだろうかというのが見えません。オアシスパークは、年間を通して非常に利用されやすい屋外施設なわけですけれども、堤防内の中でいろいろなことをやるというのは難しいだろうと思うわけです。例えばそこにしっかりとした建物を建てることはできないでしょうし、そうやって考えていくと、一体どこでこれから先のオアシスパークをさらにいい展開にさせていけるのかといたら、砂川市が管理する都市公園の部分しか私はないと思っています。

今回質問しようとして何日間かオアシスパークに通ったのですけれども、今砂川市が管理している都市公園というところなのですけれども、パークゴルフ場があって、先ほど私が聞いたゴーカート場があって、それから銅像があってという、あの部分のことを言っているのですけれども、とにかくあのゴーカート場、最初は鳴り物入りで登場したのですが、この15年間、何にも使われないうまにあそこに放置されています。私、五、六年前に同じく一般質問で何であそこを有効活用しないのだということを聞いたのですけれども、検討しますと言われて、結局使われないうま15年かかっています。あのゴーカート場は意外とくねくね、くねくね曲がっているものですから、今面積を言ってくれましたけれども、相当都市公園の部分の広いところにあります。あれがなくなると、かなりいろいろなことが考えられると私は思いました。例えば先ほどの絵の中にあつたようなコテージだったり、あるいは最近は強化プラスチックで簡単に立てられるようなテントみたいなものもあつた

りするのです。先ほども言いましたけれども、オアシスパークは通年利用ができる珍しい屋外施設で夏は水面利用、あるいは冬はワカサギ釣りでいっぱいになる。こんな場所は、この北海道ではなかなかないのです。夏も冬も使われるということ。今のところ足りないのは、そこに泊まれるような施設があったとしたならば、絶対利用されるだろうと思うのですけれども、今のままだったらどこに置いてもなかなかしっくりこないのです。そこで考えたのは、このゴーカート場を壊せばいいのだと私は思ったのです。そうしたら、結構いいスペースが取れるし、今後の活用にも非常に皆さんのアイデアが生かされるような状況になると私は思っています。ここは、砂川市の管理する場所です。ぜひ私は、ここに手をつけて行ってほしい。先ほども言った砂川地区のかわまちづくりの中では、国は5億円以上使おうとしています。実は、この中で砂川市も一緒に事業を行うとなっているのです。その内容は何かというと、公園の整備と看板の整備と書かれています。ここの内容は何か具体的なものがあるのかどうか、まずお伺いします。

○副議長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 かわまちづくりに関しまして、市の行う事業ということでございますけれども、本年度国の駐車スペースの拡張工事に伴いまして、砂川市におきましても開発局と連携して駐車場の拡張工事、駐車場の新設工事を行っております。また、看板につきましても、オアシスパークへ人を呼び込むような看板だとか、あとサイクリングロードの看板等を予定しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の駐車場は突然湧いた話なのです。このかわまちづくりの中に入っている公園整備では私はないと思っているのですが、これは市長にぜひお伺いをしたいのですけれども、市長は国交省ともいろいろとお話もされてきただろうし、工事が至っていくということ、あるいは民間活用がいろいろできるようになるということも市長もいろいろとお話しになった結果が大きいだろうと思うわけですがけれども、市長、今のオアシスパークを見られているときに十分活用できるような、そういう今の現状かどうかというのはどんなふうにもまず思われているのかをお伺いしたいのと、砂川市は今まで、いつも民間が何とか頑張ってもらったら私たちはお手伝いするのです、こういう答弁しかなかったのですけれども、私は少なくともある程度基本的なインフラ整備というのは今後砂川市がまず手をつけていく。私が先ほど言ったのは、ゴーカート場をまず撤去してやったらどうだという一つの案なのですけれども、市長はこの辺どんなふうにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) なかなか難しい問題というか、どういう切り口で話をしたらいいのかなど。難しいのは、いわゆる課題がたくさんあるということです。問題は、それをやれるだけのお金をどのぐらい確保できるかと。あの立派な絵は、当時中川市長の

時代で、遊水地ですから、国と一緒に併せてやりましょうと。現実には実現できなかった大きな理由は、膨大な財源がかかるというのが経緯です。それは、今も変わらない。そうしたら、どこまでの範疇を時間をかけながらでもやっていくかというところが問題なのですけれども、そのところがまだ切り口が進んでいかないというのが現状なのだろうと思うのですけれども、私が心配するのは、庁舎も建てた、学校が目先に迫っている、ここも金かける。それをやってしまって、その後誰が返していくのだというのが、私は財政担当も長くやっていたので、市長になってからはある程度やるものはやると。でも、めり張りをつけていかないと、小黒議員さん分かるのですけれども、あれもやれ、公民館も建て替えろとか、いろいろなことを言うてくれるのですが、それを全部やると砂川市はパンクしてしまうので、私が悩むのはその財源配分をどうしたらいいのだろうと。かわまちづくりをやっているのです、いずれにしても砂川市はあそこは指定を受けたので、やらざるを得ません。ただ、今ゴーカート場を壊せといっても、その後何をやるのだというのが分からないでやると二重にお金がかかることも考えられると。ですから、ある程度そこが見えたとき、財源がどれだけ用意できるのだろうと。恐らく学校の統廃合をすると、文科省の補助ですから、市の持ち出しがすごいことになります。2分の1補助といっても、実質は3分の1を切るぐらいの補助しか出ないのが分かっていますので、それらの時期と、そこがぶつかってくるのではないかと、いろいろなことが私の中では、やりたいのはやまやまだし、指定も受けたので、いずれにしても砂川市はやらざるを得ません。ただ、どの規模でどこまでやっていくかというところが、管理棟だけに、レストランがどうかではなくて、カフェを入れていいのかといったら、恐らくそれだけでは全然足りないと思うのです。あそこにキャンプ場を造るのかという問題も論議されているみたいです。最近オートキャンプ場が好評なのですけれども、人が集まる要件はキャンプ場の近くに温泉が、タッグのところに人が来ると。ここからだったら、歌志内か上砂川温泉に行かざるを得ないのだろうけれども、そういう状況もいろいろ加味しながら、ある程度のコンセンサスをみんなに得ていかないと、市長の思いだけでどっと走るとするのも難しい。恐らくそこが、いろいろな事業をやった中川市長をもってさえもあそこできなくて、ブロンド像100体ぐらいに落ち着いたのは、あの絵のとおりやっていると大変なことになるのだろうということだと思っております。私は、当時関わっていませんので、分かりません、正直なところは。ただ、あの絵見たときに、これは膨大な経費がかかるなど。ただ、砂川市はどこまでできるのだというところを今ゆめまちづくりの皆さん方がキャンプ場も含めて論議し、私はキャンプ場を否定する気ありません。ただ、水道なりいろいろと引かないとならない問題が出てくるけれども、条件としては温泉があると一番いいのですけれどもねというのはあるけれども、それを否定するものでもなくて、それをどうみんなの合意を得ながらやっていくかというのはありますが、市がいろいろ考えても、なかなか行政、そういうのは得意ではないのか、市長になって12年、余りいい案が出てこないのです、私自身があそこにレス

トランを造って、取りあえずは来た人が食べれるようにしたほうがきっかけとしては早いのかと思ったこともありますけれども、なかなか現実的にはシェフを呼ぶのが大変と、地元の野菜を使うのが条件になっているところで、雪に埋もれているところではシェフが来ないと分かった時点で、模索をしていることはしているのですけれども、国が指定して、小黒議員が言うとおりにやり始めたので、砂川市はどここの部分から着手していくかというのは近々の問題になっているのは事実であります。ゴーカート場を壊せというのは、恐らく小黒議員はきっかけとしてそれを話ただけで、そう思っているとは思えないのですけれども、用途が決まったときに、ある程度それはやったほうがいいのかと。私にその中でいいアイデアを持っていて効果があると言われると、私自身は、議員ご承知のとおり極めてそちらは不得意で、期待するのは民間の人たちがやっている中からどの間を採用していきながら、行政的に財源を見つけてやっていけるか。そのときになってくると、その財源をどう持ってくるかとなると、私が国に行っているいろいろ話す場所で、その木の関係も、先ほども言っていましたけれども、ある程度それは公の場ではなくて、何とか国の予算の中で分からないうちに箇所づけしてやってもらえばいいかとは思っているのですけれども、小黒議員には満足してもらえないのだろうと思うのですけれども、私の今答えられる範疇は、恐らくすごく不満だと思いますけれども、この辺までしかないということでご理解をいただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、全然不満足です。市長、最近言っている言葉、同じ言葉です。私がこの前駅前のお話をしたときも同じ答え。そこで逃げたら駄目だと思うのです。今市長は、国も手つけているから、市もどこかでやらなければならないだろうということまではおっしゃったと思うのです。では、そこをいつの時点でどうしていくのかということですよ、次は。市長は、今のオアシスパークのままでは、中川さんがやったような、あのような絵を描けなんて全然言っていません。あれは、多分砂利が取れるだろうという想定の中でやってきて、膨大なお金がかかる事業ですから、そんなことを決して私は言っていないつもりです。だけれども、堤防の中は難しいとなっていけば、砂川市が所有しているあの都市公園の中でまだまだ手があるぞということを言いたいのです。そのためには、ゴーカート場は使っていないのだから、15年間ほったらかしです。それでも草刈りはしているのです。立派なトイレもだんだん朽ちてきているし、あの辺しかないのだとすれば、まずゴーカート場を取ってみるとか、そうしたら民間の方々もいろいろなアイデアが出てくるはずだと私は思っているのです。今の空いている場所といたら、1つしかない遊具のところ、坂になっているブロンズ像のところ、このぐらいしかアイデアが出てこないではないですか。だけれども、物すごくくねくね曲がった広い範囲の中でゴーカート場があるのです。使われていないのです。そこをまず壊してから、皆さんにアイデアを募るのはどうでしょうと、こういう言い方しているわけですがけれども、もう一度ご答弁をお願いし

ます。ゴーカート場を壊すかどうかの答弁ではないです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

いやいや、そんな小さいことを市長に聞こうと思っと思っていますから。要するにもうそろそろ国の手もかかってきたのだから、市長としてこのオアシスパークに対して、どういう関わり、あるいはお金の使い方をされようとするのか。また、お金を使おうという意思があるのかどうか、ここら辺についてをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 先ほどもお答えしたとおりだと小黒議員に怒られそうなのですが、要するにお金がかかるということを言いたいのです。それで、私は財政運営に責任があるものですから、あとはいいや、あとの人が借金を返せばいいやとはならないから、これから確実にやらなければならない事業とかを見ながらどこまでやれるのだろうと。市長というのは、気持ちいいことだけここで言えばいいのかといたら、現実にはそうではなくて、あとの世代にツケを回さない範疇でどこまでやれるのだというところが一番私が、庁舎を建てるという話よりも、そちらが私の頭の中は占めています。私の時代で後にツケを回したくないと。でも、どこまでだったら私の責任の範疇でできるのだろう。ですから、例えば今民間の人が考えていて、行政がさっぱり動かないのではないかとこのものもあるかもしれないけれども、そういうところをある程度潰しながら、行政がもう少し歩み寄って、どこまでだったらそれができるのかみたいところを検証しながら、分かるようなスタイルにしていかなければならないというのは私が思っていることです。ただ、あそこを壊したらみんなの気分が変わるかと思ったらそうではないと思うのです。建物があるなら壊したら自由にできるというのはあるけれども、ゴーカート場自体は平らなところですから、ここをどうしたらいいのだろうという論議は壊さなくてもできるはずなのです。そこを言われると、私にしてみたら、えっ、どうして。ここは空き地になっているのだから、みんなの論議は自由にここを使って何をやるかというのを論議してもらって、そのコンセンサスを得てもらえればいいのですけれども、なかなか私直接関わっていないで、時々進捗あったときに経過報告を聞くだけですから、私に責められると、余りそこまで話聞いていないのだけれどもという気になってしまうのですけれども、私自身はやらなければならないというのは国が指定をして、国が事業を始めたときには恵庭も見てきました。何で恵庭がこんなにかわまちづくりがよくなっているのかと。そこを見てくると、アイヌをイメージして、うちに合うのだろうか。今あえて聞かれるので言いますと、何も考えていないわけではないです。恵庭でじっくり見ながら、ああ、こういうのでできるといいよねと。ただ、恵庭市長も言っていました、交通の多い道路が近くにあって、ちょうどその環境に合ったからマッチングしたとは言っていましたけれども、それが砂川には駄目なのかというのは、決して駄目かどうかはあの時点では私自身も判定つかないというのがあります。ただ、ああなると経費もかかるけれども、人も来るだろうなど。恵庭は、あそこに一点豪

華的に、金を払った人に聞くとつぎ込んでいると言っていましたので、そんなのも見ながらいろいろ、今聞かれたので言いましたけれども、余り私の口からは言いたくないのですけれども、イメージするものはある程度しながらやっていかないと、民間の人といえどもなかなかアイデアも限られているのも聞いているとありますので、それを発表して、ある程度固めていくにはもう少し時間をいただきたいと。国から私自身が責められています、いつになったら。指定を受けたのはもう大分前ですからというのがありますので、財源も含めて、正直言ってどこまで私風呂敷広げたらいいのだと。庁舎やった、あそこもやった、駅前もやらなければならない、中心のところは商店街の活性化のためには何かしなければならぬ、いろいろな人にあれしながらもお金をやってきて、その後に恐らくすぐかかるだろう学校がどんと控えている。その間にどこまで金をかけられるのだろうというのは、私が一番精神的に、何かをやる喜びよりも、これをやった後大丈夫なのかというのは私が常に脅迫観念に駆られている。そこで、ここで言うてはいけないのでしょうかけれども、そのつらさも小黒議員に理解してもらいながら、全く何もしないわけでないというのを理解していただきたいなと。よろしいでしょうか。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そんな弱気な市長を見たの、最近はないですね。どうしてしまったの。全て最終的には市長が決めてやってきたことです、今までのやってきたこと。市庁舎、自分は建てると言ったことはないと言いうし、駅前も私一番不得意なところで、余りイメージが湧かないのだと言っているけれども、全部市長の責任としてやってきているわけです。今後義務教育学校云々と今話あります。これは膨大なお金かかると。だったら、そこまで行くのかどうなのかということだって、これからの話ではないですか。何か今日の答弁はいただけないと思うのですけれども、前向きではないのです、全然。義務教育学校だってやろうとして、市長だつてうんと言っているから、今こうやって教育委員会がどんどん進んでいるわけでしょう。そこにもいっぱい金がかかるかもしれないし、ではあとのことを何もやらないのか。温泉を造らないと言ったのは市長なのに、キャンプ場は温泉がある近くでなかったらと。自分で温泉を造らないと言っておいて、そんなところでできるわけがないではないですか。論理がめちゃくちゃです、今の市長は。

ですから、私は今回オアシスパークのゴーカート場を壊すの幾らかかると聞いたのです。1,000万円と言っているのです。1,000万円は、そんなに大きなお金ではないではないですか。あれが邪魔なのだと思はうわけです。何かに使われるのならまだいいです。あれが平らになった瞬間に大きな面積が見れるのです、みんなで。ですから、まず砂川市のやる気としてゴーカート場をまずなくしましょうと私は思っているのです。

もう一つ、ここで最後に市長にお伺いするのは、先ほども言っているように見えて取れるのですけれども、オアシスパークに対してお金を民間がそれなりのやる気を出してくれて、アイデアを寄せてくれたときには、市の持ち分というか、役割として、そこはお金を

出して、しっかりと協力をしていくということのご覚悟はあるのかどうか、ここをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員に一々逆らうわけではないのですけれども、民間が出したときの条件なり民間の立ち位置なりによって変わってくるので、それだけで一概に乗れるかどうかというのは難しい問題だと思うのです。特に前にもお話をしたのだけれども、ある会社に建ててもらって、そこに役所が入ったら安くつくしとやったときに、札幌市長がやめておくと。中央区役所、上にマンションを建てたら建て替えができなくて、権利関係が生じて大失敗だから、民間とやることについては慎重になったほうがいいという話をされていましたが、まさにそのとおりで、権利関係も伴うから、民間と行政が交ざる場合についてはかなり慎重に考えなければならないというのは、私はそういう考えを持っています。

小黒議員さんたちは、そういう法的なものではなくやろうと考えるのですけれども、そうでないものも入ってくるので、内容とかどういう条件とかがないと、今ここで私に即答せいと言っても即答できない。行政と民間が入るのはすごく難しいのです、正直言って。できるものとできないものがある。ですから、今ここで単純にそこだけで答えれと言われると何とも言えない。その相手によるか、その建物の使われ方がどうなっていくのだろうかとか、いろいろな条件があるので、勝手にその建物がもう要らないから壊すとかということもできないし、建物の場合ですよ、施設の場合とか。ですから、そういうところでなくて、私は過去の近隣のやっている例を見ていくと、そこにはまり込んでいって、権利の一部を持ったために、抜けられなくて市が全部かぶるという例は近くのまちで見えていますので、極めて難しい問題だと言え、小黒議員も何となく分かっていただけるかなと。今の小黒議員の言い方だけでいくと、こういう答弁にしか正直言ってならないです。具体例があってどうだというのなら何となく分かるのですけれども、すごく行政がひどい目に遭っている例は全国に、民間とはまった場合にたくさんあります。そこが私は恐ろしいので、内容がはっきりしていないと、その関係について答弁できないというのが答えです。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ほかの質問もあるのですけれども、休憩して気持ちが余計高ぶったかどうか分からないのですけれども、オアシスパークの件について、先ほどからずっと言っているのは、このままでいいのかどうかということです。オアシスパークの今の現状がいいの

かということです。だけれども、私はいいとは思っていない。もう少し手を加えなければならぬだろうと思っています。国もしっかり動いてくれているので、砂川市としての役割はまだあるだろうと思っています。そのときに砂川市が、例えば民間の方々が今ゆめまちづくり協議会というところで動かれている部分もあるし、何かが出てくるかもしれないわけですね、これから。そのときには、しっかりと財源的にも砂川市は、ただこれまでのように民間が何かあれば手続だとかそういうことだけで協力するなんていうことではなくて、しっかりと手を組んで砂川市がやれる範囲である財源の措置をしっかりとされるおつもりは市長はあるのかどうかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 砂川市が出さないとか、私答弁した記憶は一回もなく、当然市も金を出していないと事業は進んで、恵庭もそうですけれども、メインは市が財源見ないと、民間が金を出せるスタイルには、恐らく砂川ではほとんどないのでないかと思えますから、それが行政と目的がある程度一致して、これなら行きましようとなれば、行政は当然のごとくお金を出さないと、民間の人たちがそれを出せるスタイルになっているのらいいけれども、砂川の場合ですとほとんどそういうことは考えられないはずなのです。どちらかという、市が主体で本来はやっていて、管理なんかを民間に任すというやり方をしているところもあるようですけれども、そうでないと本来はうまくいかないのだろう。ただ、それが市の描いているのと民間がやろうとするのと乖離があった場合にそれをどうするかという突き合わせの問題はついて回りますけれども、小黒議員の言われるようなことを行政が発言したことは一回もないはずです。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何となく分かったような、今現在しっかりと動きというのが取れていないというところもあると思うので。ただ、いろいろイメージを抱くときって、今あるものが、そこにあるものがあると考えというのは、非常にイメージを広げるところに、特に私たちみたいな素人が考えるというのはなかなか難しいのです。ですから、例えばゴーカート場が今なくなったとしたときに、1,000万円でなくすこともできるわけですから、なくなったというときに、ではあの広さをどう生かすのだろうというのは、また違うステップでいろいろな方々がいろいろと考えてもらえるのではないかと考えているものですから、その辺も含めて今後いろいろオアシスパークがよりよくなるための検討をしていただきたいということで、ここは終わりたいと思います。

2点目の学童保育の関係なのですけれども、細かいことをお伺いしていくのですが、せっかく減免措置が行われたのです。かなりいい減免措置だと思います。ところが、私が見る限りホームページでアップされているだけなのです。普通でいけば広報すながわでもばんと出たりとか、もっと言えば新聞なんかにも出してもらえるような内容だと私は思っているのですけれども、多分関係者の方しかまだ知らないという状況だろうと思うわけで

す。まずは、この減免措置に向かつての第1子、第2子が半額になるということは分かったのですが、第1子の年齢制限がなしということが、例えば第1子が高校生であっても大学生であっても、生計を一にする場合は次の子は第2子になるのかという。普通でいくと、学童保育の中に2人通っていなければいけないみたいに思われると思うので、その辺のところのまず確認と、今回の減免措置で今現在の通所児童数と、それから減免の対象になるお子さんたちの数がどのぐらいなのかというのを伺いすると、それに伴って市の負担金がどのぐらい減ってしまうのか。つまり市が幾らぐらい出す、返す場合もありますね、4月まで戻るので。影響額をお伺いしたいと思います。

それと、説明会がもう既にあったというお話なのですが、この説明会でどんなご意見が出てきたのかということ、今併せて聞いてしまいますけれども、お伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、今回の減免措置に関わる、いわば兄弟をどのように第何子とみなすかということにつきましては、これは同じ世帯で生計を一にしている一番上のお子さんを第1子とカウントしますので、これについては例えば小学生、中学生に限るですとか、そういったことではなく、同一生計世帯におけるお子さんの数ということでご理解をいただきたいと思えます。

続いて、現在の学童保育所児童数と何人が今回の減免にということでもありますけれども、9月現在5つの学童保育所、合計で登録者数は、児童数で申しますが、227人です。今回の減免については、お子さん1人につき1件の申請という形になりますので、その9月1日現在、申請をいただいている件数については115件という形になっておりますので、およそ半分のお子さんが相当されていると考えてございますが、その影響額につきましては5か所、合わせまして年間およそ350万円程度と考えているところでございます。また、この説明会を実施いたしまして、そこについてのどのようなご意見がということではありますが、ご質問いただいた内容としては、まず今回減免措置を実施するのと併せて、学童保育の内容に変わりはないのでしょうかということ、変わらないのですよねということでご質問をいただき、減免措置は減免措置、そしてこの運営体制については何ら変わるところではございません。これは、現行の指導員に対して一定の評価をいただいているものと考えてございますが、そのようなご意見をいただいたところであります。また、ほかにはほかのまちに比べてどのようなところが違うのでしょうかというご意見もございました。近隣の他の自治体においては、いわゆる児童館を中心とした運営方式を取っておりまして、当市とはその形式が大きく異なっておりますということのご説明をさせていただきましたし、またそのほかに、例えば日々おやつが出るのですけれども、おやつを食べないという世帯もいらっしゃるというご意見も含めて説明会では頂戴したところであります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 オアシスパークで時間を取り過ぎてしまって、時間がないのですけれども、月額9,000円、先ほども言ったとおり減免の措置に関してはとてもよくなってきていることはまず認めます。ただ、残念なことに月額9,000円という保育料に手がつかなかったというところなのですけれども、これは新聞等でももう既に報じられていて、砂川市高いです。先ほど部長のお話でもうちは、これもずっと同じ答弁が繰り返されていますけれども、ほかのまちは児童館方式で、うちはそこと違うのだというお話なのですけれども、滝川の児童館、いわゆる学童保育を見てきました。そうしたら、そこでも3人の大人の方がいらっしゃって見ているような状況、うちと同じです。そんなような意味からすると、では児童館だったからほったらかしにされているのかということ、滝川の場合は違っていました。きちんと3人の方が見ていらっしゃいました。おやつですよ、おつつの時間もありました。余り変わっていないのかなとも思います。そもそも学童保育の一番最初を私は知ってまして、菊谷市長の時代なのですけれども、実は陳情に私も一緒に行っているのです、よく覚えているのですが、平成13年頃です。学童保育なんて全然砂川市にはなくて、竹の子ホームという預かってもらえる、指導員とかそんな感じではなくて、子供たちが学校帰りに集まるという施設が2か所ありました。主に市立病院の看護師さんたちだったので、市長のところと議会に陳情を出されました。何とか小学校区1つに学童保育をつくってほしい、そうではないと働いて子育てできないのだというお話があったのです。先ほども言ったとおり、何とか学童保育をつくってほしいということで、利用料のことなんて考えなかったのです。しかも、中心が看護師さんだったので、少しお金に余裕があったと思います。そのときは、まず最初は1万円からスタートしたのです。1万円でも、看護師さんだからとにかく預かってもらえるところがあればというので納得できたと思うのです。それからずっと平成13年ですから、何十年たっても1,000円下がっているだけなのです、砂川市は。それで、先ほども言った滝川市は3,000円だし、深川市は3,000円だし、ほか土別や赤平は無料という今現状があります。子育てに関することというのは、中空知の市町とはせめて一緒ぐらいにしておかないと、砂川市はなかなか子育て世帯が住んでくれないのではないかと私は思っていて、月額9,000円に向かって、今回は無理でしたけれども、何とかここを周辺自治体と同じような状況に持っていかないとまずいのではないかと私は思っています。そして、その陳情があった頃の子育てと、今若い人たちの状況がかなり違っているのではないかと思うのは、今の若い世代の人たちは自分たちの生活を守るためにお母さんも一緒に働かなければならないという家庭が砂川市内で結構多いのだらうと思うのです。そうやって考えたときに、月9,000円、これは大きいですよ。先ほども言ったとおり、せめて周辺自治体並みに落としていくべきではないかな。そうならないと、本当の意味で子育てに安心できる砂川市だからここに住もうとはなかなか思ってもらえないのではないかと思うのですけれども

も、この辺のところ、市長、ぜひ9,000円という金額に手をつけなくて、減額はやったのだけれどもというところについてお答えをいただければと思います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 先般議会のご理解を得ながら、いわゆる軽減措置についてさかのぼって実施させていただきましたけれども、私自身は学童保育の軽減は最初からやるつもりでいました。というのは、保育所も他市よりも深く軽減できるような制度をうちにつくっています。学童保育も当然それに倣うのだというのが私のもともとの考え方です。ただ、私の見た資料では半分ぐらいがまだ軽減措置の検討中になっている資料しか見ていないものですから、その1年ちょっとの間に急激にほかの市町村がばたばたと軽減に入ってしまったと。うちが出遅れたという後悔の念が強くて、それですぐさかのぼって、それは保育所の軽減をそのままある程度物の考え方を踏襲してすぐ投入するだけでできますので、先ほど言われた一番上の子供が結構上でも該当させるというとおりで、それはすぐやらなければと、これは1年待ってられないと。ただ、使用料全体につきましては、私自身も不満なところあるのは、いわゆるおやつ代を含めた額と、何となく納得できないのは新聞の載せ方で、おやつ代がないところもあれば、おやつ代はあるけれども、おやつ代としか書いていないところが何となく市長としてはちょっと、うちだけおやつ代も含めて9,000円と載ってしまうのみたいのは残念な気もするのですけれども、それは置いておいても、いわゆる公費負担の在り方、学童保育は長い間、国、道、市町村でそれぞれあれして、市町村の分の半分ずつを保護者と分け合うのだという国の基準どおりに実際はやってきました。もともと児童館がなくて、学童保育からスタートしたので、そのルールが絶対のようにずっと来ていたと。ところが、最近の資料を見ますと、児童館を持っていた市は上げられなくて、そのままの値段でずっと来ているという差があるというのが分かってきたのですけれども、その実態、いわゆるその市町村ごとにどのぐらい公費負担しているのだろうと。おやつ代は必要なのか、または必要だとすれば、それがもっと軽減できないのか。いわゆるそういうところのもっと努力して下げたことを、行政もお母さんたちに聞いて考えるべきではないかと。ですから、そのためにいろいろ入っているわけで、その前に例えば空知太学童保育所はボランティアでやってくれて単価が安いと。そことの整合性をどうするのだというのがあります。それを踏まえると、すぐ改正になるというのは、これは無理です。ただ、今改正すると言っているわけではないです。公費負担の在り方をしっかりもう一回原点に戻って地域の人に聞きながら、それをもう一回検討しているよというのが趣旨でございます。その結果どうなのかというのは、今の段階でまだ全てを把握しているわけではないですし、他市の児童館から始まったところが一体どのぐらい公費を負担しているのだと。取れないと言うから、恐らく人件費が同じだとすれば、結構な額を負担しているのだと思うのです。それとのバランスの問題を見ないとならないので、これは時間をいただかないとならないということで理解していただければと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 残すところあと53秒なので、最後の質問に入ります。

先ほど経済部長は、検討とおっしゃいました。検討というのは、私たちからするとやらないということになるのですけれども、ここにあるように歓迎塔の状況は経済部長も分かっていると思うので、この検討はやらないという検討なのか、この状態のまま観光客を見送りするのかどうなのか、私はぜひとも早い段階で修繕をしてほしいと思うのですけれども、一発でお答えいただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁でもお話をしているとおり、南に面している部分については特に劣化が激しいということもございまして、平成23年度の修繕のときに取り組んでいない部分もございます。こちらについては十分修繕しなければならないと現場では考えておりますので、そういった部分を含めて今見積りなどを徴している最中もでございます。私の口から現時点で必ずこの年度までにということはなかなかお答えづらいところもございますので、現場としては今一生懸命取り組んでいるということでご理解を頂戴したいと思います。

#### ◎延会宣告

○副議長 増山裕司君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時21分